

令和4年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添4-1

(公正取引委員会4-④)

施策名	競争政策の普及啓発等 デジタル市場における競争環境の整備					
施策の概要	デジタル市場に関する実態調査を実施し、調査結果を公表するとともに、外部の専門家を積極的に活用し、デジタル市場に関する情報収集や競争政策上の論点・課題の整理・検討を行う。					
達成すべき目標	デジタル市場に関する実態調査を実施し、調査結果を公表することを通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為を未然に防止するとともに、外部の専門家を積極的に活用し、デジタル市場に関する情報収集や競争政策上の論点・課題の整理・検討を行い、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	38,961	38,894	58,646	72,072
		補正予算(b)	▲9	▲2,841	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	38,952	36,053		
執行額(千円)	18,619	27,785				
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	令和2年7月17日	成長戦略実行計画(閣議決定)				
	令和2年7月17日	成長戦略フォローアップ(閣議決定)				
	令和2年7月17日	経済財政運営と改革の基本方針2020(閣議決定)				
	令和3年6月18日	成長戦略フォローアップ(閣議決定)				

測定指標	デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等によるデジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止状況	実績値					評価対象年度	達成
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度～令和3年度	相当程度進展あり
	年度ごとの目標値	別紙1のとおり。						
	デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等によるデジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進の状況	実績値					評価対象年度	達成
年度ごとの目標値	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度～令和3年度	相当程度進展あり	
年度ごとの目標値	別紙2のとおり。							

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 「デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等」については、多数のアクセスが寄せられており、講習会、講師派遣等を通じた周知活動も多数実施している。 また、「デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等」については、多数のアクセスが寄せられており、講習会、講師派遣等を通じた周知活動も多数実施している。 以上から、本施策を通じ、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止は相当程度進展したと考えられる。
	施策の分析	測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、デジタル市場における独占禁止法違反行為を未然に防止し、また、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要かつ有効であり、講習会、講師派遣等を通じて広く普及啓発を行った取組等は効果的であったと評価できる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 引き続き、本件取組(デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等及びデジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等)を実施し、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止及び競争政策の有効かつ適切な推進を行うこととする。 【測定指標】 測定指標については、実態調査報告書等の公表のみならず、その後の普及啓発についても測定できるように、令和3年度に修正している。 各測定指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していくこととする。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○ デジタル分野については、講師派遣等の場で事業者から価値の高い示唆が得られるのではないかとと思われるが、この点について評価等があれば教示されたい。(中村委員) (例えば令和2年度に公表したAI・アルゴリズムに関する報告書については、講師派遣の場で、事業者から現場でのアルゴリズム等の活用に関連する事例が寄せられたこともある。報告書の成果として事業者に独禁法上の問題の気付きを与える効果があったと考えており、委員から指摘された点を意識して今後も取り組んでいく旨回答した。)</p> <p>○ デジタル分野についての実態調査報告書を読むことにより、事業者の予見可能性が高まるのか。(小林委員) (これまで公表した実態調査報告書では、アンケートを実施するなどして関連するデジタル市場の実態を調査し、その中で寄せられた具体的な行為について独占禁止法上の考え方を示している旨回答した。)</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>①「デジタル広告の取引実態に関する中間報告書」 作成者:公正取引委員会 作成時期:令和2年4月28日</p> <p>②「デジタル広告分野の取引実態に関する最終報告書」 作成者:公正取引委員会 作成時期:令和3年2月17日</p> <p>③「アルゴリズム/AIと競争政策」 作成者:デジタル市場における競争政策に関する研究会 作成時期:令和3年3月31日</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>経済取引局</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>デジタル市場企画調査室長 稲葉 僚太</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和4年4月～7月</p>
--------------	--------------	-----------------------------	--------------------------------	-----------------	------------------

		施策の進捗状況(実績)(注1)				
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
測定指標	デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等によるデジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止状況				<p>以下を始め、実態調査の実施や各種周知活動を通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>公正取引委員会ウェブサイトに掲載された実態調査報告書へのアクセス件数 [19,833件](注2)</p> <p>① 同左[11,469件]</p> <p>(令和2年4月28日)デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査(デジタル広告分野)について(中間報告)[10,257件]</p> <p>(1) 同左[2,888件]</p> <p>(令和3年2月17日)デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査(デジタル広告分野)について(最終報告)[9,576件]</p> <p>(2) 同左[8,581件]</p> <p>② 同左[383行]</p> <p>実態調査報告書に関する講習会、講師派遣等の回数 [2件]</p> <p>③ 同左[12件]</p>	<p>以下を始め、実態調査の実施や各種周知活動を通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[11,469件]</p> <p>(1) 同左[2,888件]</p> <p>(2) 同左[8,581件]</p> <p>② 同左[383行]</p> <p>③ 同左[12件]</p>
	年度ごとの目標値	—			<p>実態調査の実施・結果の公表等を通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止を図る。</p>	

(注1) デジタル市場企画調査室が設置されたのは令和2年4月であるため、令和元年度以前については空欄となっている。

(注2) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。また、令和2年1月から令和4年4月の間、情報システムの仕様変更に伴い、数値が低くなる傾向がある形で、アクセス件数の集計が行われていた。

(注3) 対象となる新聞記事を1段にならし、全体の横の長さを計測した上で、一行を0.54cmとして、行数を計算したもの。

		施策の進捗状況(実績)(注1)				
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
測定指標	デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等によるデジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進の状況				<p>以下を始め、外部の専門家を積極的に活用し、デジタル市場に関する情報収集、論点・課題の整理を実施した。</p> <p>公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたデジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果等へのアクセス件数[5,955件](注2)</p> <p>(令和2年7月22日)「デジタル市場における競争政策に関する研究会」の開催について[3,141件]</p> <p>(令和3年3月31日)デジタル市場における競争政策に関する研究会 報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」について[999件]</p> <p>デジタル市場における公正取引委員会の取組 [1,815件]</p> <p>デジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果に関する日刊新聞の報道量[103行](注3)</p> <p>外部の専門人材との意見交換、講演等によるデジタル市場に関する情報収集[87件]</p> <p>デジタル市場における競争政策上の論点・課題等に関する講演会、講師派遣等の回数(実態調査報告書に関するものは除く。)[3件]</p>	<p>以下を始め、外部の専門家を積極的に活用し、デジタル市場に関する情報収集、論点・課題の整理を実施した。</p> <p>① 同左[16,447件]</p> <p>(1) 同左[378件]</p> <p>(2) 同左[9,840件]</p> <p>(3) 同左[6,229件]</p> <p>② 同左[955行]</p> <p>③ 同左[63件]</p> <p>④ 同左[13件]</p>
	年度ごとの目標値	—				デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等を通じて、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進を図る。

(注1) デジタル市場企画調査室が設置されたのは令和2年4月であるため、令和元年度以前については空欄となっている。

(注2) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。また、令和2年1月から令和4年4月の間、情報システムの仕様変更に伴い、数値が低くなる傾向がある形で、アクセス件数の集計が行われていた。

(注3) 対象となる新聞記事を1段にならし、全体の横の長さを計測した上で、一行を0.54cmとして、行数を計算したもの。

実績評価書資料

担当課 デジタル市場企画調査室

1. 評価対象施策

競争政策の普及啓発等

デジタル市場における競争環境の整備

【具体的内容】

デジタル市場に関する実態調査を実施し、調査結果を公表するとともに、外部の専門家を積極的に活用し、デジタル市場に関する情報収集や競争政策上の論点・課題の整理・検討を行う。

2. 施策の目標（目標達成時期）

デジタル市場に関する実態調査を実施し、調査結果を公表することを通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為を未然に防止するとともに、外部の専門家を積極的に活用し、デジタル市場に関する情報収集や競争政策上の論点・課題の整理・検討を行い、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進を図る。（令和2年度及び令和3年度）

3. 評価の実施時期

令和4年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組はデジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止及び競争政策の有効かつ適切な推進のために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組はデジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止及び競争政策の有効かつ適切な推進のために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

- (1) デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等

公正取引委員会は、デジタル市場に関する実態調査の実施、実態調査報告書の公表や各種周知活動を通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止を図っている。

令和2年度及び令和3年度における、公正取引委員会ウェブサイト

掲載された実態調査報告書へのアクセス件数は表 1、実態調査報告書の
 日刊新聞の報道量は表 2、実態調査報告書に関する講習会、講師派遣等
 の回数は表 3 のとおりである。

表 1 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された実態調査報告書への
 アクセス件数

	評価対象期間の実績値	
	令和 2 年度	令和 3 年度
デジタル・プラットフォーム事業者の 取引慣行等に関する実態調査（デジタル 広告分野）について（中間報告）	10,257 件	2,888 件
デジタル・プラットフォーム事業者の 取引慣行等に関する実態調査（デジタル 広告分野）について（最終報告）	9,576 件	8,581 件

（注）関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの

表 2 実態調査報告書の日刊新聞の報道量

	評価対象期間の実績値	
	令和 2 年度	令和 3 年度
実態調査報告書の日刊新聞の報道量	3,229 行	383 行

（注）対象となる新聞記事を 1 段にならし、全体の横の長さを計測した上で、一
 行を 0.54cm とし、行数を計算したもの。

表 3 実態調査報告書に関する講習会、講師派遣等の回数

	評価対象期間の実績値	
	令和 2 年度	令和 3 年度
実態調査報告書に関する講習会、講師派 遣等の回数	2 件	12 件

(2) デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・
 検討等

公正取引委員会は、デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の
 論点・課題の整理・検討等を通じて、デジタル市場における競争政策の
 有効かつ適切な推進を図っている。

令和 2 年度及び令和 3 年度における、公正取引委員会ウェブサイト
 に掲載されたデジタル市場における競争政策上の論点・課題への取りまと
 め結果等へのアクセス件数は表 4、デジタル市場における競争政策上の
 論点・課題の取りまとめ結果に関する日刊新聞の報道量は表 5、外部の

専門人材との意見交換、講演等によるデジタル市場に関する情報収集の件数は表6、デジタル市場における競争政策上の論点・課題等に関する講演会、講師派遣等の回数（実態調査報告書に関するものは除く。）は表7のとおりである。

表4 公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたデジタル市場における競争政策上の論点・課題への取りまとめ結果等へのアクセス件数

	評価対象期間の実績値	
	令和2年度	令和3年度
「デジタル市場における競争政策に関する研究会」の開催について	3,141件	378件
デジタル市場における競争政策に関する研究会 報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」について	999件	9,840件
デジタル市場における公正取引委員会の取組	1,815件	6,229件

（注）関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの

表5 デジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果に関する日刊新聞の報道量

	評価対象期間の実績値	
	令和2年度	令和3年度
デジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果に関する日刊新聞の報道量	103行	955行

（注）対象となる新聞記事を1段にならし、全体の横の長さを計測した上で、一行を0.54cmとして、行数を計算したもの。

表6 外部の専門人材との意見交換、講演等によるデジタル市場に関する情報収集の件数

	評価対象期間の実績値	
	令和2年度	令和3年度
外部の専門人材との意見交換、講演等によるデジタル市場に関する情報収集の件数	87件	63件

表7 デジタル市場における競争政策上の論点・課題等に関する講演

会、講師派遣等の回数（実態調査報告書に関するものは除く。）

	評価対象期間の実績値	
	令和2年度	令和3年度
デジタル市場における競争政策上の論点・課題等に関する講演会、講師派遣等の回数（実態調査報告書に関するものは除く。）	3件	13件

6. 評価

(1) 必要性

ア デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等

近年、デジタル市場においては、デジタルプラットフォーム事業者が、業種・業態の垣根を超え、多岐にわたるサービスを提供している。デジタルプラットフォームは、プラットフォームの下に企業や消費者という異なる複数の層が存在する両面市場でありネットワーク効果が働く、限界費用が低く規模の経済性が働く等の特徴があることから、特定のデジタルプラットフォームへの集中が生じやすく、独占・寡占に至ることもあり得る。また、データの集積・利活用が更なるサービスの拡充をもたらすことから、デジタルプラットフォームの参加者には高いスイッチングコストが生じ、ロックイン効果が働くことがある。こうしたデジタルプラットフォームの特徴から、優越的地位の濫用、他のデジタルプラットフォーム事業者の排除、競合する利用事業者の排除等、競争政策上の懸念が生じている。

このような競争政策上の懸念に対応するためには、デジタルプラットフォームを巡る取引慣行等について、実態を把握し、独占禁止法上の考え方を整理することにより、事業者にとっての同法適用に係る予見可能性確保、違反行為の未然防止を図る必要がある。

イ デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等

上記6(1)アのとおり、デジタル市場においては、デジタルプラットフォームの特徴から、競争政策上の懸念が生じている。

一方で、デジタル市場は変化が激しく、かつ、高い専門性が求められるため、競争政策を有効かつ適切に推進を図るためには、外部の専門家を積極的に活用し、デジタル市場に関する情報収集や競争政策上の論点・課題の整理・検討を行う必要がある。

(2) 有効性

ア デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等

実態調査報告書の公表及び普及啓発を通じて独占禁止法上の考え方についての理解や同法適用に係る予見可能性を向上させることは、デジタル市場における独占禁止法違反行為を未然に防止することにつながるため、

- ・公正取引委員会ウェブサイトに掲載された実態調査報告書へのアクセス件数
- ・実態調査報告書の日刊新聞の報道量
- ・実態調査報告書に関する講習会、講師派遣等の回数

を指標として設定し、効果を測定した。

公正取引委員会ウェブサイトに掲載された実態調査報告書へのアクセス件数については、表1のとおり、令和2年度は19,833件、令和3年度は11,469件であった。

実態調査報告書の日刊新聞の報道量については、表2のとおり、令和2年度は3,229行、令和3年度は383行であった。

実態調査報告書に関する講習会、講師派遣等の回数は、表3のとおり、令和2年度は2件、令和3年度は12件であった。

今回、効果の測定を行った実態調査報告書は令和2年度（令和2年4月及び令和3年2月）に公表されたものであるが、当該実態調査報告書へのアクセス件数は、令和3年度も引き続き高い水準となっている。また、実態調査報告書の日刊新聞の報道量は、公表のなかった令和3年度は減少しているが、その一方で、実態調査報告書に関する講習会、講師派遣等の回数は、令和2年度の2件から大きく増加し、令和3年度には12件実施した。

以上のことから、デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表及び各種周知活動を通じて、事業者等が、独占禁止法の適用に係る予見可能性をより向上させることにつながり、これらの取組はデジタル市場における独占禁止法違反行為を未然に防止するために有効なものであったと評価できる。

イ デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等

変化が激しく、かつ、専門性が高いデジタル市場において、外部の専門家を積極的に活用し、情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等を行うことは、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進につながるため、

- ・公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたデジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果等へのアクセス件数

- ・デジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果に関する日刊新聞の報道量
- ・外部の専門人材との意見交換、講演等によるデジタル市場に関する情報収集
- ・デジタル市場における競争政策上の論点・課題等に関する講演会、講師派遣等の回数（実態調査報告書に関するものは除く。）

を指標として設定し、効果を測定した。

公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたデジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果等へのアクセス件数については、表4のとおり、令和2年度は5,955件、令和3年度は16,447件であった。

デジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果に関する日刊新聞の報道量については、表5のとおり、令和2年度は103行、令和3年度は955行であった。

外部の専門人材との意見交換、講演等によるデジタル市場に関する情報収集の件数については、表6のとおり、令和2年度は87件、令和3年度は63件であった。

デジタル市場における競争政策上の論点・課題等に関する講演会、講師派遣等の回数（実態調査報告書に関するものは除く。）については、表7のとおり、令和2年度は3件、令和3年度は13件であった。

公正取引委員会が開催した研究会の報告書等を公表したのは令和2年度であるが、公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたデジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果等へのアクセス件数及びデジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果に関する日刊新聞の報道量は、令和3年度に大きく増加している。また、外部の専門人材との意見交換、講演等によるデジタル市場に関する情報収集は令和3年度に減少しているが、その一方で、デジタル市場における競争政策上の論点・課題等に関する講演会、講師派遣等の回数（実態調査報告書に関するものは除く。）については、令和2年度の3件から大きく増加し、令和3年度には13件実施した。

以上のことから、変化が激しく、かつ、専門性が高いデジタル市場における情報の幅広い収集や、競争政策上の論点・課題の普及啓発に係るこれらの取組は、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進のために有効なものであったと評価できる。

(3) 効率性

ア デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等

実態調査報告書の公表に当たり、広くアクセスできるようウェブサ

イトに掲載したほか、講習会での講演等を通じ、効率的に調査結果の普及啓発を図ることができた。

イ デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等

研究会報告書等の公表に当たり、広くアクセスできるようウェブサイトに掲載したほか、講習会での講演等を通じ、効率的に競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果の普及啓発を図ることができた。

さらに、随時、外部の専門家からヒアリングするなどの取組を通じて、変化が激しく、かつ、専門性が高いデジタル市場における情報を幅広く収集することができた。

以上のことから、これらの取組は効率的に行われていると評価できる。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

(7) 各行政機関共通区分
相当程度進展あり

(イ) 判断根拠

「デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等」については、多数のアクセスが寄せられており、講習会、講師派遣等を通じた周知活動も多数実施している。

また、「デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等」については、多数のアクセスが寄せられており、講習会、講師派遣等を通じた周知活動も多数実施している。

以上から、本施策を通じ、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止は相当程度進展したと考えられる。

イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、デジタル市場における独占禁止法違反行為を未然に防止し、また、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要かつ有効であり、講習会、講師派遣等を通じて広く普及啓発を行った取組等は効果的であったと評価できる。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(7) 施策

引き続き、本件取組（デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等及びデジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等）を実施し、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止及び競争政策の有効かつ適切な推進を行うこととする。

(イ) 測定指標

測定指標については、実態調査報告書等の公表のみならず、その後の普及啓発についても測定できるように、令和3年度に修正している。

各測定指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していくこととする。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ デジタル分野については、講師派遣等の場で事業者から価値の高い示唆が得られるのではないかとと思われるが、この点について評価等があれば教示されたい。</p> <p>（例えば令和2年度に公表した AI・アルゴリズムに関する報告書については、講師派遣の場で、事業者から現場でのアルゴリズム等の活用に関連する事例が寄せられたこともある。報告書の成果として事業者に独禁法上の問題の気付きを与える効果があったと考えており、委員から指摘された点を意識して今後も取り組んでいく旨回答した。）</p>	中村委員
<p>○ デジタル分野についての実態調査報告書を読むことにより、事業者の予見可能性が高まるのか。</p> <p>（これまで公表した実態調査報告書では、アンケートを実施するなどして関連するデジタル市場の実態を調査し、その中で寄せられた具体的な行為について独占禁止法上の考え方を示している旨回答した。）</p>	小林委員